

定年後の豊かな人生に贈る

「ハッピー・リタイアメント」

構成/ファイナンシャルプランナー 橋本信行
 (株) 深田会計マネジメントのファイナンシャルプランナーとして相談、執筆活動を行う。
 モットーは「長い目で見た利益はなにを常に考える」

「有り難きかな親心、ちよつとその前に」

テイク14:「転ばぬ先の備えかな? その7」
 ジャズ・バー「マイルストーン」にて

「そういえば、例のご実家の土地の件は、うまくまとまったのですか?」
 私の手に「X・Y・Z」のカクテル・グラスを置き、ケイチちゃんが尋ねた。年に一度の「マイルストーン・クリスマス・ジャズ・ライブ」も終わり、他の客達は余韻を胸に帰る支度をしている。全てのセットを終えたステージ上では、ミュージシャン達が「Softly and Tenderly with a String Quartet」をしてはいる。

「おかげさまでね。あれから姉達と話し合いの場を持って、当面は売却しないで賃貸しよう、ということになったよ。今は景気も芳しくないこともあるね」
 「そうですね、不動産市況も冷え込んでいますし、ちよつと様子見、という選択もアリかと思います」
 「それで、今回の件もあって久しぶりにお互いの近況を語り合ったのだけだね。」

「使えるものなのかい?」
 「残念ながらお姉様のケースは、もうお父さんが住宅をすでに取得しているようですから、「住宅取得資金等に係る相続時精算課税の特例」の要件には該当しないと思います。けれども、「相続時精算課税」は使える可能性があります」
 「なるほどね。それでは、さつき君が言った「一定の要件」というのはどんなものなのかい?」
 「財産をもらう方が贈与年の1月1日において20歳以上で、かつ推定相続人の直系卑属(実の子供や孫、という意味です)であり、反対に財産をあげる方は1月1日で65歳以上の者に限る、というのがです。また、この制度を使う場合は、たとえ税金が発生しなくても確定申告書の提出が必要になります」
 「ふーん。そうだと、姉夫婦のところは要件に合うわけだね。他に注意しておく事はないかね?」
 「この制度は、実は贈与税の支払いが相続時まで猶予される、というだけではないんです。だから、将来相続が発生した時には、今回贈与した財産も含めて相続財産として評価されます。だから、仮にお姉様ご夫妻が相続税の基礎控除を超えるほどの財産をお持ちの場合は、注意が必要ですね」
 「そんなに甘い話ではない、というわけだね」
 「ええ。通常の贈与税(暦年課税制度)を選択した方が、将来的に税金が安くなるというケースもありますから、あ

まあ、上の姉のところがなんかも大変みたいだね。僕がFPに相談している、なんてこと言ったもんだから、じゃあ代わりにアンタ聞いて、と頼まれたことがあるのだよ」
 「私にお答えできることであれば、どうぞ」
 「それがね、姉の長男がこの不景気でリストラの憂き目にあったらしく、住宅ローンを抱えて大変そうだから資金的に援助したい、については、住宅資金の贈与制度、があるらしいんだけど、それってどうなの? とまあ、そんな質問なんだ」
 「なるほど、子供はいくつになっても、ということですね」
 「まあ、甘い、といえそうだけれど、今回のお袋の一件で、自分の老後がどうなるか心配になって、というのもあるみたいなのだよ」
 「わかりました。それで、ご質問につ

らはじめ税理士さんなどの専門家を交えて検討を加えた方がいいと思いますヨ」

親心は子供にとってはありがたいものであるが、いざそれにお金や相続が絡む事となると、頭を悩ます事も増えるという事か...
 ステージ上では、サクセスが「Little Drummer Boy」のフレーズを奏でている。

現在、贈与税は3つの制度を利用できます

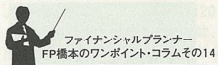
- 1 暦年課税制度**
(従来からの贈与課税制度)
110万円の基礎控除
- 2 相続時精算課税制度**
(非課税枠)
2,500万円の特別控除
- 3 住宅資金等にかかる相続時精算課税制度**
2,500万円+1,000万円=3,500万円の特別控除
(ただし、平成21年12月31日まで)

「相続時精算課税制度」のメリット/デメリット

- メリット**
- 2,500万円まで贈与税が非課税(住宅資金の場合はプラス1,000万円)
 - 贈与者が生前に、自ら手で贈与財産、価格、時期を決め、実行に移せる
 - 時価の上昇が見込める財産を贈与する場合、相続時の評価はあくまで「贈与時の時価」のため、価格上昇分においては節税になる

- デメリット**
- 年齢制限あり(1月1日現在で、親65歳以上、子20歳以上。「住宅資金等」に関しては親の年齢制限なし)
 - この制度を適用すると、110万円の基礎控除は使えない
 - 一度選択すると撤回できない
 - 制度適用の為に、倒産税額が出なくても翌年3月15日までに税務署に届け出が必要
 - 価格の低下が見込まれる財産の場合、将来の相続税の計算においては不利(贈与時の時価評価のため)
 - 小規模宅地を贈与する場合、相続時に評価減の特例を受けることができない

長い目で考えたい「相続時精算課税制度」



ファイナンシャルプランナー
 FP橋本のワンポイント・コラムその14

親の世代の方が裕福であるところの世相を反映してか、最近とみに生前贈与、特に「相続時精算課税制度」についての問い合わせを受ける事が多くなりました。確かにこの制度は、なにかと物入りが多い若い世代に、親の世代が援助を行う事に対して税制上の優遇措置を設けるもので、子供の住宅資金や事業資金にお金を融通したい時に利便性があるようです。(結果的に内需拡大を呼び込もう、という立法者の意図が感じられますけれども)
 また、この制度を選択することにより、生前に、自分の判断で多額の財産を贈与することが容易になりました。
 さてそこで、注意しなければならないのは、この制度はあくまで「相続までの猶予措置」である、ということです。ですから、いざ相続が発生した時は、この制度を使って贈与された財産を他の相続財産に加えなければなりません

せんし(その時は「贈与時の」価格で加算されますので、その資産が相続時に値上がりした場合は得ですが、逆の場合も出てくる事にご留意下さい)、仮に相続財産が相続税の基礎控除額を超えた場合は、相続税が発生するようになります。
 また、相続人が多くいらっしゃる場合は、数十年前に行った「相続時精算課税制度」適用による贈与が、争い事の火種になった、なんてことも今後ないとは言えません。
 これは相続対策の時と一緒ですが、一時の税金の高低ばかりで判断するのではなく、将来的な禍根を遺さぬように考慮してから、実行に移すべきことかと考えます。

いてなのですけど、おそらくお姉様がおっしゃりたいのは「住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例」についてなのでは、と思います」
 「相続時精算課税制度? それって具体的にどんなものなのかい?」
 「これは贈与税の特例制度として、通常贈与税は、1月1日から12月31日まで受贈者(もらった方)の受贈財産(もらった財産の累計)の課税価格から基礎控除額1,000万円を控除した分に対して課税されます。
 これに対して、「相続時精算課税制度」というのは、一定の要件に該当すれば2,500万円まで贈与税の特別控除が使える、という制度なのです。住宅取得資金の贈与に関しては、要件に合致することで更に1,000万円が控除額に加算される、というものなのですヨ」
 「へー、ずいぶんと気前が良い制度だねえ。それで、姉のところはこの制度を

